

広島県告示第千九号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定によつて、平成十二年広島県告示第百十号で指定した海岸保全区域のうち、大柿海岸大君地区海岸横走地先海岸の区域を次のとおり変更する。

平成十九年十月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 海岸名

江田島海岸

二 地区海岸名

江田島大柿大君地区海岸

三 区域

基点一から基点二十一までの各点を順次結んだ線により囲まれた区域（基点の標示、角度は真北による。）

四 点の位置

基準点 江田島市大柿町 国土地理院四等三角点「横走」（北緯三四度〇九分五二秒三五二七、東経一三二度二八分五五秒七五四三、標高七三・一四メートル）

基点一 基準点から九一度五四分四六秒の方向一七五・七八メートルの点

基点二 基点一から三四度四五分四八秒の方向九・三八メートルの点

基点三 基点二から三五三度〇七分二三秒の方向二六・九一メートルの点

基点四 基点三から三五一度〇六分四四秒の方向四八・七八メートルの点

基点五 基点四から三五〇度三九分三二秒の方向三八・三二メートルの点

基点六 基点五から三四九度四六分五六秒の方向一七・一四メートルの点

基点七 基点六から三五七度五九分五四秒の方向一八・五九メートルの点

基点八 基点七から七度二〇分一〇秒の方向一九・三二メートルの点

基点九 基点八から八度四〇分四〇秒の方向一〇四・一九メートルの点

基点一〇 基点九から七度一七分一九秒の方向六二・四六メートルの点

基点一一 基点一〇から二七六度五〇分〇四秒の方向三・一八メートルの点

基点一二 基点一一から三五八度五八分三一秒の方向一二・九七メートルの点

基点一三 基点一二から七度五八分〇二秒の方向一三・二八メートルの点

基点一四 基点一三から一三度二〇分二九秒の方向二二・四八メートルの点

基点一五 基点一四から六〇度二二分一一秒の方向二・九七メートルの点

基点一六 基点一五から三四八度三二分一六秒の方向七二・四〇メートルの点

基点一七 基点一六から一一七度二五分四七秒の方向八〇・八八メートルの点

基点一八 基点一七から一八九度五五分五五秒の方向七六・四四メートルの点

基点一九 基本一八から一八七度五四分〇六秒の方向八一・五九メートルの点

基点二〇 基点一九から一八七度三三分四一秒の方向一〇六・一一メートルの点

基点二一 基点二〇から一七二度四七分五五秒の方向一五六・四六メートルの点
基点一 基点二一から二六二度一七分五二秒の方向四四・〇五メートルの点